外貨建資産等の期末換算方法等の届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法施行令
- □第122条の5の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法
- □第122条の10第2項の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法

を下記のとおり届け出ます。

記

外国通貨の種類・外貨建資産等の区分	期末換算の方法	為替予約差額の一括計上の方法	備考
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		
	発生時換算法 期末時換算法		

(その他の参考事項)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

(規格A4)

06.06改正

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等

1　この届出書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。

(1) 法人が外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の５の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合

(2) 法人が短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第２項の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第３項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合

2　外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他の参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。

（注）　外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

1　短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）

2　長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）

3　満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券）

4　償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記３の有価証券を除きます。））

5　短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から１年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

6　長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

3　この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の基因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の５の規定による届出をすべき場合を除きます。）には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条又は第 144 条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じです。）、②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度の確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　各欄は、次により記載してください。

(1) 標題中の〔　　〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2)「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記２(注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。

(3)「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。

(4)「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。

(5)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6)「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。